

報道関係各位		発信年月日	令和8年9月11日		送付枚数 (本紙含む)	4枚
担当部課名		担当課長名		担当者職氏名	連絡先電話番号	
社会教育課		山本 修一		主事 池田 順哉	(0836) 82-1203	
件名	令和8年度山陽小野田市秋の花壇コンクール審査会を開催します					
内 容						
本市では、花づくりを通じた地域のつながりづくりを目指して、「花いっぱい運動」を展開し、その一環として毎年春と秋に「花壇コンクール」を開催しております。 このたび、秋の審査会の日程が決定いたしましたので、お知らせいたします。 二次審査（現地審査）当日の取材をよろしくお願いします。						
1 日 時	一次審査（写真審査） 9月16日（水） ※一次審査は事前に撮影した写真による審査とします。 二次審査（現地審査） 9月24日（木） 9時～16時頃 16時30分～（各賞の決定） （荒天の場合は、9月25日（金）に延期）					
2. 参加者	32団体（個人を含む）					
3. 審査員	4名 こうとく よしのぶ 神徳 良信 氏 元校長・元公民館長 まつなが ようこ 松永 曜子 氏 松永種苗店 かんばら ちづ 神原 千津 氏 FLOWERS 代表 ひがき ようこ 檜垣 陽子 氏 指定障害者支援施設 みつば園職員					
4. その他	・現地審査終了後、書類集計が済み次第、各賞の決定を行います。 ・取材していただける場合はお手数ですが、社会教育課（82-1203）までご連絡ください。					

FAX 発信者：山陽小野田市協創部シティセールス課
電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336

令和8年度 秋の花壇コンクール 参加者一覧

No	区分	団体名または氏名
1	団体	小野田地域交流センター
2	学校	小野田中学校
3	団体	高泊地区運営協議会
4	学校	高泊小学校
5	学校	高千帆中学校
6	個人	久永孝治
7	個人	西岡信之
8	学校	山陽小野田市有帆小学校
9	団体	横土手自治会
10	学校	山陽小野田市立高千帆小学校
11	団体	須恵花いっぱい会
12	団体	栗田ひだまりの会
13	個人	岡崎英子
14	個人	田中 良夫
15	団体	有帆地域交流センター
16	団体	「花・人の和」の会
17	団体	本山地区運営協議会
18	団体	高千帆校区女性会
19	学校	厚狭中学校
20	個人	松尾さつき
21	団体	丘の上の花園 南中川駅
22	団体	小野田駅 フラワーステーション
23	団体	希望の朝 厚狭駅
24	学校	山陽小野田市立竜王中学校
25	団体	港が見える駅 小野田港駅
26	団体	幸福駅 目出
27	学校	山陽小野田市立須恵小学校
28	個人	佐々木 幸子
29	団体	大休団地花壇クラブ
30	学校	山陽小野田市立埴生小中学校
31	個人	神徳直子
32	学校	山陽小野田市立出合小学校

山陽小野田市花壇コンクール実施要項

令和 8 年 7 月 1 日

1 目的

花の生育を通じて、地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりをすすめるとともに、春と秋に花壇コンクールを実施することにより、市が実施する「花いっぱい運動」の全市的な取り組みの拡充を目的とする。

2 応募資格

市内で花を育てている者

3 審査

- (1) 審査は、一次審査を経て二次審査により最終選考を行う。
- (2) 一次審査は、審査員による写真審査とする。
- (3) 応募が 20 団体を超える場合は、一次審査により上位 20 団体程度を選出し、二次審査の対象とする。ただし、応募が 20 団体以下の場合は、すべての団体を二次審査の対象とする。
- (4) 二次審査は、現地にて審査を行う。
- (5) 審査の評価項目は、一次審査ではデザイン・配置、管理状況を、二次審査ではデザイン・配置、管理状況、取り組み・姿勢を採点する。

4 賞及び表彰

花壇コンクールの各賞は次のとおりとし、受賞者決定後に表彰式を行う。

- (1) 最優秀賞は「一般の部」「学校・保育園・幼稚園の部」「個人の部」に分け、審査員が総合的に最優秀にふさわしいと認めたものを選出する。ただし、該当者なしとする場合がある。
- (2) 優秀賞は最優秀賞受賞者を除く上位 10 位程度とする。
- (3) 新人賞は過去 3 年以内に新規で参加した者であって、最優秀賞及び優秀賞を除く上位 1 位とする。
ただし、過去に花壇コンクールにおいて、受賞歴のある者は除外する。
- (4) 審査員が必要と認める場合は、特別賞を授与する。

5 モデル花壇

- (1) 花壇コンクールにおいて、令和 2 年 4 月 1 日以降に、通算 3 回最優秀賞を受賞した者を「モデル花壇」に指定する。
なお、指定は 1 回限りとする。
- (2) 「モデル花壇」に指定を受けた者は、花いっぱい運動の趣旨に沿った活

動を継続するよう努めるものとする。

- (3)「モデル花壇」に指定を受けたコンクールの次回開催分に限り、応募資格を停止する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、コンクールの実施及び審査等に関して必要な事項は、別に定める。